

平成 30 年 10 月吉日

函館市東部地区深夜乗合タクシー運行 実証実験（期間限定）について

【事業概要】

運行主体：

1. 乗合タクシーの運行： 函館タクシーおよび函館交通の共同運行
2. 本事業の支援事業者： センターハイヤー、いさり火ハイヤー、鈴蘭タクシー
(通常のタクシーによる乗継への協力)

運行時期：2018 年 12 月～2019 年 1 月の金・土曜日（年末を除く・2 ヶ月間・計 15 日）

2018 年 12 月

1 日(土)・7 日(金)・8 日(土)・14 日(金)・15 日(土)・21 日(金)・22 日(土)

2019 年 1 月

4 日(金)・5 日(土)・11 日(金)・12 日(土)・18 日(金)・19 日(土)・25 日(金)・26 日(土)

運行本数と時間：1 日 2 本 22：45 および 23：30 大門発

運行経路：(詳細図面別紙)

大門地区乗車場所（調整中） ⇒ 本町法華クラブ前 ⇒ 上湯川団地入口
 ⇒ 銭亀沢支所前 ⇒ 汐首岬 ⇒ 恵山支所前
 ※「大門地区乗車場所」と「本町法華クラブ前」の 2 カ所のみ乗車可能。

乗合事業に使用するタクシー車両：ジャンボタクシー 1 台、小型タクシー 3 台の計 4 台。
 (乗客 9 名まで) (乗客 4 名まで×3 台)

最大乗車人員と乗合タクシー車両数：ジャンボタクシー 1 台、小型タクシー 3 台の計 4 台。
 9 人+ (4×3) 人=21 名。

※人数が少ない場合は、小型タクシーのみの運行となることもある。

乗車の条件：事前予約制（当日予約のみ。出発時間の 2 時間前まで）

運行時刻：

1 便：函館交通運行（電話 5 1 - 6 7 0 0）

22：45	23：00	23：15	23：45	24：05
大門出発	本町出発	上湯川出発	戸井到着	恵山到着

2 便：函館タクシー運行（電話 5 1 - 0 1 6 8）

23：30	23：45	24：00	24：30	24：50
大門出発	本町出発	上湯川出発	戸井到着	恵山到着

※「上湯川団地入口」で通常タクシーが待機し、西旭岡方面に乗換可能（乗継割引等はありません）

運行地区と料金：

	大門地区乗車場所から		本町法華クラブ前から	
	乗合タクシー 運賃	通常タクシー 運賃目安	乗合タクシー 運賃	通常タクシー 運賃目安
A地区（～上湯川団地） 上湯川町 （タクシー乗継場所）	1,800 円	2,800 円	1,500 円	2,100 円
B地区（～汐泊川） 高松・根崎・志海苔・銭亀 ・新湊・石倉	2,500 円	2,800～3,800 円	2,000 円	2,400～3,000 円
C地区（～旧市内） 古川・鶴野・石崎・白石	3,000 円	3,800～5,100 円	2,500 円	3,000～3,800 円
D地区（～汐首岬） 小安・小安山・釜谷・汐首	3,500 円	5,100～7,200 円	3,000 円	3,800～6,200 円
E地区（～武井トンネル） 瀬田来・弁才・泊町・ ・館町・浜町	4,000 円	7,200～9,400 円	3,500 円	6,200～8,400 円
F地区（～サントロトンネル） 新二見・厚木・日浦	4,500 円	8,500～10,500 円	4,000 円	7,500～10,000 円
G地区（～恵山支所） 豊浦・大潤・中浜・川上 ・女那川・高岱・日ノ浜	5,500 円	10,000～13,000 円	5,000 円	9,500～12,000 円

※子供料金の設定はありません。

【運行の考え方】

この度の計画地域は函館市の東部に位置するが、夜間、大門・本町地区にて宴席等に参加した後の時間帯には、路線バスの運行が終了している。このことから、帰路の交通手段が通常料金のタクシーに限られており、地域より深夜乗合タクシー運行の要望があったため、忘新年会の時期において、実証実験として運行を計画するものである。

当該地域は人口が少なく、乗合タクシーの利用も一定程度に限られると想定されることから、事業を成立させるため、通常の小型タクシー料金の4割から9割程度の運賃設定としている。

これにより、2名以上の場合には従来の通常タクシーが利用される一方、1人でも安価にタクシーが利用できるようになり、忘新年会等への外出を促進することから、顧客の奪い合いとなることなく、新たな需要の創出が期待できる。

【地域への周知方法】

公共施設・商工会・漁協などへのチラシによる周知を検討中。

【目標乗客数】

	1 2 月（7 日間）		1 月（8 日間）		合計（15 日間）	
1 便	60 人	8.6 人／日	70 人	8.8 人／日	130 人	8.7 人／日
2 便	60 人	8.6 人／日	70 人	8.8 人／日	130 人	8.7 人／日
合計	120 人		140 人		260 人	

【承認条件】

- ・ 当該事業に係る運行時間帯については、一般乗合バスが運行していない夜間の時間帯に限ることとし、変更を要する場合は、事前に協議会で協議を行うこと。
- ・ 当該事業に使用する車両については、タクシー事業と併用を認める。

■関係法令（抜粋）

【道路運送法】

第4条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【一般乗合旅客自動車運送事業の認可及び事業計画変更認可等に関する審査基準】

（北海道運輸局公示（抜粋：平成28年12月20日改正）、道路運送法第4条関係）

1 認可

(2) 事業の適切性

- ③ 路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が整っていること。

(3) 路線不定期運行に係る事業計画等

② 事業用自動車

- (ハ) 乗車定員は、11人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足るのであること。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力を明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができる。
- ③ 最低車両数1営業所ごとに、最低5両の常用車及び1両の予備車を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りではない。

函館市東部地区 深夜乗合タクシー 運行系統図(案)

凡例

— 運行経路 ○ 乗車場所

A地区

～上湯川団地

上湯川町

B地区

～汐泊川

高松町・根崎町・志海苔町・銭亀町・
新湊町・石倉町

C地区

～旧市内

古川町・鶴野町・石崎町・白石町

D地区

～汐首岬

小安町・小安山町・釜谷町・汐首町

E地区

～武井トンネル

瀬田来町・弁才町・泊町・館町・浜町

F地区

～サンタロトンネル

新二見町・厚木町・日浦町

G地区

～恵山支所

豊浦町・大潤町・中浜町・川上町・
女那川町・高岱町・日ノ浜町

